

ちとせグリーン・ツーリズムファンクラブについて

ちとせグリーン・ツーリズムファンクラブに入会する方は、次の事項に同意するものとします。

1. 会の名称

この会の名称は、ちとせグリーン・ツーリズムファンクラブ（以下、当会とする）とします。

2. 会員

当会は、所定の手続きを行い、千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会（以下、「協議会」といいます）会長により入会を認められたもの（以下、「会員」といいます）から成り、協議会の取組に賛同し協力することを目的とします。

3. 入会手続き

入会を希望する方は、本規約を承諾の上、所定の方法により入会を申し込み、所定の入会金を納入する必要があります。なお、いったん入金された入会金は、いかなる事情があっても返還できかねます。

4. 登録要件

会員の登録の要件は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する18歳以上の個人で協議会の取組に賛同できる方とします。

5. 個人情報

登録にあたっては、協議会会員及び当会会員との交流促進の趣旨により、登録した会員の氏名は協議会及び当会にて原則、情報共有します。

会員の個人情報については、協議会事務局で管理し、当会及び協議会の活動以外では開示しません。また、氏名以外の情報で開示に同意のない個人情報は当会及び協議会でも開示しません。ただし、司法機関及び行政機関等に開示を求められた場合は、その範囲内で提供することがあります。

7. 登録の更新

会員継続の意思確認を毎年度行います。継続の意思確認ができない場合は、登録の更新となりませんのでご注意ください。

8. 登録の抹消

次の事項のいずれかに該当する場合、会員登録は抹消となります。

登録の要件に該当しなくなったとき。

本人から退会の申出があったとき。

登録更新がなかったとき。

協議会の運営や取組に支障をきたす言動を繰り返し行ったとき。

その他特別な事由が生じたとき。

9. 禁止事項

会員について、次の事項を禁止します。

当会及び協議会の活動を通じて知り得た個人情報や秘密を第三者等に漏らすこと。

当会及び協議会の会員及びその事業所等に対し、誹謗中傷や不利益を与える行為。

その他当会及び協議会において不適切とされる行為。

10. 活動中の事故に対する補償等

当会会員がその活動中に事故等により受けた損害に関し、協議会は、その賠償の責めを負いません。

（当会員はボランティア活動保険に自動加入となり、補償対象となる場合は当該保険から保険金が支払われます）